

加入・支払等のスケジュール(個人の場合のイメージ)



類似制度との関係

収入保険制度と、どちらか一方を選択して加入します。

- ・農業共済※
- ・収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- ・野菜価格安定制度
- ・いぐさ・量表農家所得安定化対策
- ・加工原料乳生産者経営安定対策

※固定資産の損失を補てんするもの(家畜共済(搾乳牛、繁殖雌牛等)、園芸施設共済(施設内農作物以外)、果樹共済(樹体共済))及び診療費を補てんするもの(家畜共済(病傷共済))を除く。

右記の畜産品目と他の品目の複合経営の場合は、他の品目は収入保険制度に加入できません。

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)
- ・養豚経営安定対策事業(豚マルキン)
- ・肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- ・鶏卵生産者経営安定対策

お問合せ先

農業経営収入保険制度については、NOSAI滋賀 本所もしくは最寄りの支所・出張所までお問い合わせください。NOSAI 滋賀ホームページもご覧ください。
※この事業は滋賀県農業共済組合が実施します。

本所・支所・出張所名	住所	ファクシール	電話番号
本所	〒520-0051 大津市梅林一丁目14番17号	0120-519-031	077-524-4688
南部支所	〒524-0021 守山市吉身二丁目5番38号	0120-031-393	077-582-3006
高島出張所	〒520-1621 高島市今津町今津1640番地	0120-133-951	0740-22-3951
東部支所	〒527-0074 東近江市市辺町3471番地1	0120-739-031	0748-20-5225
甲賀出張所	〒528-0031 甲賀市水口町本町三丁目1番18号	0120-863-031	0748-63-1330
北部支所	〒529-0141 長浜市五村169番地	0120-509-031	0749-73-4321
湖東出張所	〒522-0236 彦根市犬方町160番地1	0120-163-031	0749-28-2711

収入保険制度が始まります

農業経営者ごとの収入全体を対象とした総合的なセーフティネットとして、収入保険制度を導入します。



自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。

- ・自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。
(捨て作りや意図的な安売り等については補償の対象外です。)

品目の限定は、基本的にありません。

- ・米、畑作物、野菜、果樹、花き、生乳、きのこなど、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品(精米など)も含まれます。
- ・収益性の高い野菜などの生産・販売や複合経営などに取り組みやすくなります。
- ・なお、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので別立て(対象外)にします。

※収入保険制度と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

農業経営収入保険制度

具体的な仕組み

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、**価格低下なども含めた収入減少を補償**する仕組みです。

○青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、**青色申告（簡易な方式を含む）の実績が、制度加入申請時に1年分あれば加入できます。**

（補償限度額は申告実績が5年になるまで徐々に引き上げることとします。）
1年 70% 2年 75% 3年 78% 4年以上 80%

○保険期間中の農業収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんします。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画も考慮して設定します。

※補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。

※保険方式の補償額は、基準収入の80%（5年以上の青色申告実績がある場合）を上限に、70%、60%、50%を選択できます。

※積立金方式の補償額は、基準収入の10%又は5%を選択できます。

※支払率は、90%を上限に、80%、70%、60%、50%を選択できます。

（なお、積立金方式の支払率は、保険方式の支払率以下の割合から選択）

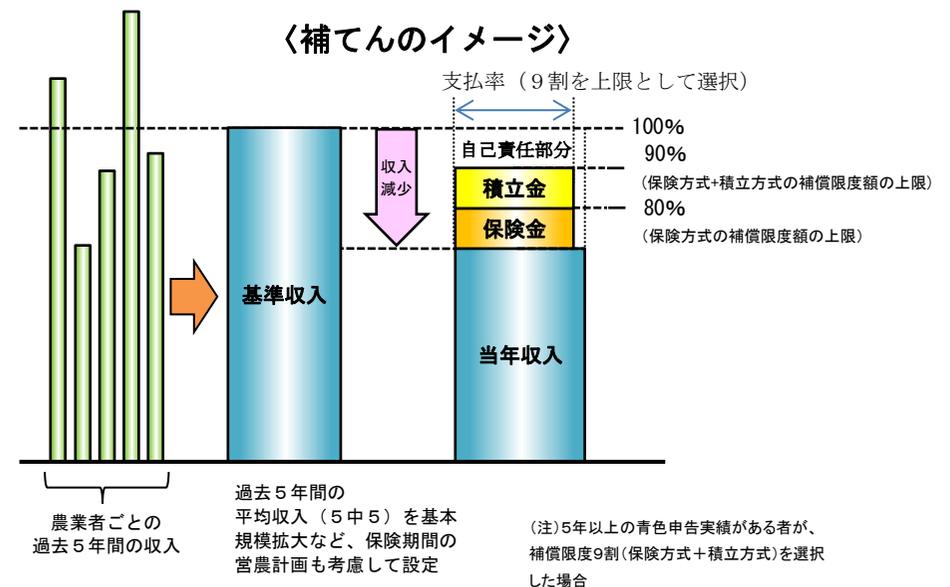
※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかを選択できます。

○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、今後変更があり得ますが、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。

※積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※農業者は、保険料・積立金とは別に、事務費が必要となります。



保険料・積立金・補償額の例

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（8割が保険方式+1割が積立方式）、支払率9割を選択した場合

農業者に用意いただくお金

保険料は、7.2万円
積立金は、22.5万円

合計 29.7万円

補てん金額

収入減少の程度 （当年収入）	補てん金の合計	補てん金を含めた当年収入 （対基準収入）		
		保険方式 （保険金）	積立方式	
20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

※別に、事務費が必要となります。

（参考）保険料・積立金の計算方法

●保険料

= 基準収入 × 補償限度 (0.8 を上限に選択) × 支払率 (0.9 を上限に選択) × 保険料率 (1%)

●積立金

= 基準収入 × 積立幅 (1割) × 支払率 (0.9 を上限に選択) × 1/4